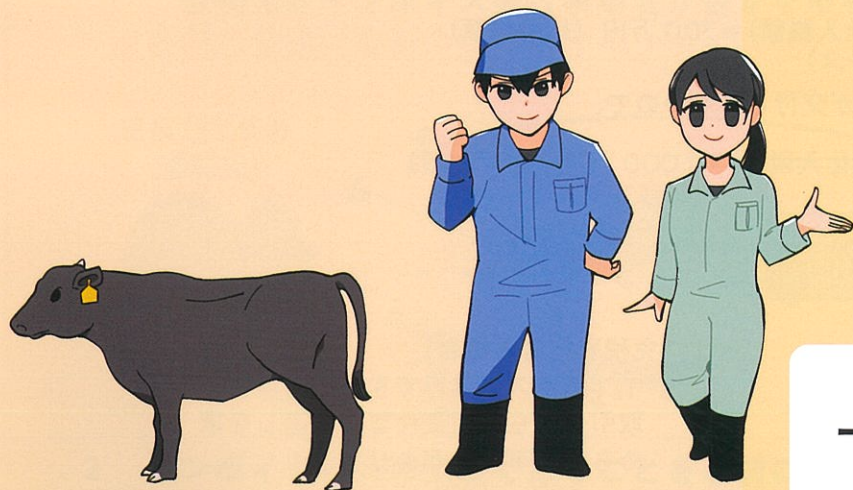


家畜商の皆様へ、 インボイス制度が 始まります

令和5年10月から消費税のインボイス制度が始まります。

家畜市場における取引も含め、全ての家畜取引が制度の対象になります。

消費税の免税事業者となっている出荷者もあります。



一般社団法人 日本家畜商協会

インボイス制度導入に どう対応したらいいのでしょうか？

○ インボイス制度（適格請求書等保存方式）のポイント

- ・ 買手は消費税の仕入税額控除を行うためには、
インボイス（適格請求書）の保存が必要になります。
- ・ インボイスは、事前に登録を受けた事業者のみが交付できます。
- ・ 免税事業者が登録を受けると同時に課税事業者となるので、消費税の申告が必要になります。

○ 消費税額の計算方法等

課税売上に係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて計算します。

$$\text{消費税額} = \text{課税売上に係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額} \\ (\text{仕入税額控除})$$

基準期間^(※)の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税が免除。（免税事業者）

基準期間^(※)の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択可能。

※個人事業主は前々年、法人は前々事業年度

○ インボイス制度が導入されるとこう変わる！

あなたが買手（課税事業者）の場合

○ 仕入先がインボイス発行事業者の場合は従来どおり

例) 1,000万円（売上税額）－ 300万円（仕入税額）＝700万円（納付税額）
（インボイス）

○ 仕入先が免税事業者である場合、インボイスが交付されないので、仕入税額控除できない。

例) 1,000万円（売上税額）－ ~~300万円（仕入税額）~~＝1,000万円（納付税額）

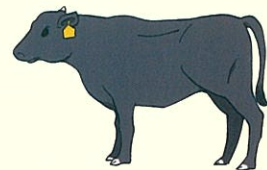
あなたが売手の場合はどうなる？

【課税事業者の場合】

インボイス発行事業者となるためには、税務署長の登録を受ける必要。
制度開始に合わせて登録を受けるには、令和5年3月31日までに登録申請が必要。

【免税事業者の場合】

インボイスを発行できないため、取引先から取引条件等の見直しを求められる可能性があります！



○ インボイスの記載事項

インボイスという名称の書類を新たに作成する必要はありません！
既存の請求書等に必要な項目を追加するイメージです。
手書きであっても、インボイスに該当します！

【イメージ】

(追加する項目)

1. 登録後に税務署から通知される
T + 13 桁の**登録番号**
2. 税率ごとに区分して合計した税込対価の額
及び**適用税率**
3. **税率ごとに区分した消費税額等**※

(留意事項)

※税率ごとに区分した消費税額等の端数処理は、一つの
インボイスにつき、税率ごとに1回ずつとなります。

請求額			
(株) ○○ファーム御中 (株) ○○畜産 (T123.....)			
●年●月●日	請求金額	1,100,000円	
初成牛 (F1) 雌		150,000円	
初生牛 (F1) 雌		150,000円	
初成牛 (F1) 雌		150,000円	
初成牛 (F1) 雄		200,000円	
初生牛 (F1) 雌		150,000円	
初生牛 (F1) 雄		200,000円	
合 計	1,000,000円	消費税額	100,000円
10%対象	1,000,000円	消費税額	100,000円
8%対象	0円	消費税額	0円
※は軽減税率対象			

○ インボイス制度開始後の経過措置

- 1 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置
制度開始6年間は、免税事業者からの課税仕入れについても
仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除可能。
令和5年10月～令和8年9月末 (3年間) : **80%**
令和8年10月～令和11年9月末 (3年間) : **50%**

- 2 小規模事業者向けの負担軽減措置
免税事業者が課税事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、
納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置 (3年間)

○ 家畜市場に出荷する場合の出荷者の対応

- 1 家畜市場に出荷する場合、
・ **出荷する家畜の所有者がインボイス発行事業者か否か (登録番号) を
事前に市場に伝達することが必要です。**

※ 家畜の所有者から委託を受けて出荷する場合は、
委託元がインボイス発行事業者か否かを市場に事前に伝える必要。
家畜商の皆様は家畜の所有者がインボイス発行事業者か否か確認が必要！



- 2 インボイス発行事業者であることを事前に伝達しない場合、家畜市場は、
インボイスを発行することはできません。

インボイス制度への事前準備について (家畜商の皆様向け)

1 インボイス発行事業者となるため、税務署長への申請登録を！

【消費税の課税事業者の場合】

- ・ 制度開始に合わせて登録を受けるためには、**令和5年3月31日**までに登録申請書を税務署に提出する必要があります。
- ・ 登録申請は、**e-TAX** や **郵送による申請も可能**です。

申請手続き
の詳細は
こちら



国税庁 HP
「インボイス制度特設サイト」

【消費税の免税事業者の場合】

- ・ 免税事業者は、インボイスを発行することができません。
- ・ 経営実態や今後の経営発展を考慮し、**課税事業者へ移行し、インボイス発行事業者となることも選択肢の一つ**です。

2 家畜取引時に注意が必要となります！

【買取販売の場合】

- インボイス発行事業者（課税事業者）は、
 - ・ 家畜を販売する時は、**買手にインボイスを交付する必要がある**です。
 - ・ 家畜を購入した時は、消費税の仕入税額控除を行うために、売手から交付を受けた**インボイスの保存が必要**。
- 免税事業者の方は、インボイスを発行することができません。

【委託販売の場合】

- **インボイス発行事業者、免税事業者**どちらも家畜市場に出荷する場合は、
 - ・ **家畜の所有者がインボイス発行事業者かどうかを確認し、**
 - ・ **販売申込時等に正確に伝達することが求められます。**
- インボイス発行事業者（課税事業者）は、
 - ・ 技術料に係る**インボイスを委託者に交付する必要がある**です。
 - ・ 経費は消費税の仕入税額控除を行うためにインボイスの保存が必要。

☐ 制度に関するご案内

☐ 国税庁：インボイス制度特設サイト

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>)

☐ 国税庁：軽減・インボイスコールセンター

0120-205-553（無料）【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

☐ 農林水産省 消費税のインボイス制度

もしくは、お近くの税務署にお問合せ、ご相談ください。



農林水産省

消費税のインボイス制度